

(別紙3の1)

○補助参加人P2関係主張等一覧(平成20年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P2の主張 (なお、補助参加人P7ほか10名の主張を含む。)
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	調査研究費	4/9ウォーターフロント部会行政視察 調査研究費	106,840	106,840		甲7-2,3	水陸両用バス貸切料であり、市内観光にすぎないため政務調査には当たらない。	水の都といわれる大阪の観光政策に資することを目的として、水陸両用バスの運行ルートや利用状況、交通状況等の実態を視察した、P38ウォーターフロント部会、交通部会で企画された水陸両用観光バス視察に係る費用である。(第1事件丙A1, 87)
2	"	ドイツ環境施策の視察・研修のための旅費交通費	210,000	168,000	80%	甲7-5	P39議員のドイツへの観光旅行であり、政務調査には当たらない。	ドイツ情勢に関する視察、ドイツ環境・自然保護・原子炉安全省事務次官によるドイツにおける二酸化炭素排出制限の現状、排出権取引導入促進の必要性に関する講演、ドイツ連邦議会議事堂の視察、ベルリン中央駅の視察、NGO機構同盟との意見交換会、緑のベルト地帯の視察、環境ジャーナリストの環境エネルギー問題に関する講演、ドイツ新幹線の交通事情の視察等、主に環境問題や化石燃料を使用しないエネルギーへの転換等の問題について視察するため、P25党女性局が実施した海外視察に係る費用である。なお、視察結果や成果に関し、詳細な視察レポートが提出されている。(第1事件丙A3~5, 87)
3	"	ドイツ環境施策の視察・研修のための旅費交通費	210,000	168,000	80%	甲7-6	P35議員のドイツへの観光旅行であり、政務調査には当たらない。	
4	"	ドイツ環境施策の視察・研修のための旅費交通費	210,000	168,000	80%	甲7-7	P40議員のドイツへの観光旅行であり、政務調査には当たらない。	
5	"	ドイツ環境施策の視察・研修のための旅費交通費	210,000	168,000	80%	甲7-8	P17議員のドイツへの観光旅行であり、政務調査には当たらない。	環境関連施設見学、講演とフライブルク市交通政策、エコタウンのP41視察、太陽光発電を生かしたベルリン中央駅の視察、ドイツ環境省訪問、連邦議会訪問に係る費用であるが、これらの内容は、国際交流、まちづくり、循環型社会の構築に関連し、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E1, 31, 35)
6	"	8/4~8移動議員団総会 調査研究費	3,329,000	3,329,000		甲7-9	ベトナムへの観光旅行であり、政務調査には当たらない。21名もの議員が旅行する必要は全くない。	P26博物館、P27日本語学校への視察、ホーチミン市人民評議会への視察、タンロン工業団地への視察、ベトナム国会への訪問等を目的として、議員団で実施されたベトナムのホーチミン・ハノイ市への視察に係る費用である。ベトナムでの民間日本語学校での教育活動の実態調査や海外師弟の教育施策の研究を行うとともに、人民評議会において経済発展や行政改革に関する意見交換を行い、タンロン工業団地視察では、同工業団地の開発の経緯や外資導入による影響の有無等について調査研究を行ったものである。上記視察については視察報告書を作成している。(第1事件丙A6, 87)
7	"	2/12~14 移動議員団総会 調査研究費	1,957,970	1,957,970		甲7-20	台湾への観光旅行であり、政務調査には当たらない。27名もの議員が旅行する必要は全くない。	大阪との関係が深く、IT経済化やバイオ技術の発展が著しい台北市において、経済交流や相互の行政課題について意見交換を行うとともに、デフリンピックや台北国際花博覧会開催についての説明を受け、また、高雄市において、市議会議長から市議会についての説明を受け、市長からは市政概要およびワールドゲームズについての国際イベントについての説明を受け、さらに、博物館において、博物館の展示方法や雲煙についての視察を行うなどした、台湾への視察に係る費用である。(第1事件丙A12, 87)

8	"	ガソリン代	96,603	57,961	60%	甲7-4	P42議員個人のガソリン代である。「具体的な運行計画表はございません」(丙A2)とされているとおり、政務調査費から支出されるべき理由は何ら立証されていない。	政務調査活動に使用した分と個人使用分とを、運用指針に基づいて60%の按分を行ったものである。(第1事件丙A2)
9	"	ガソリン代	89,810	53,886	60%	甲7-17		
10	"	ガソリン代	150,291	60,116	40%	甲7-15	P43議員個人のガソリン代である。	
11	会議費	P32会議	195,000	195,000		甲7-33	P44議員が個人でP32の活動に参加したものであり私的活動である。	各商店街の活性化(βの「P45」など)のための地域力発掘事業や、各界の著名人(P46氏など)を招いた講演会、P96市長等の大阪市政関係者を招いての「〇」等が開催されており、区政の充実を実現するための方法や学校教育に関することを学ぶなど、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E2, 31, 38)
12	広報・広聴費	広報誌送付代(市政報告機関誌)	649,240	649,240		甲7-53	P40議員の広報誌。4頁の内1頁は後援会活動報告であり、4分の1の支出は違法である。	本件手引きによれば、「広報誌が政務調査活動の一環として発行されるものであれば、配布先にかかわらず、政務調査費に充当することができる」とされているところ、左記費用に係る広報誌は、市民病院の経営形態見直しや国保・介護問題に関する課題、ホール、合葬式墓地の建設着手の報告等、市政に関する報告を主体としたものであって、全体として市政報告を内容とするものである。(第1事件丙A30)
13	"	広報誌等送付代(市政報告機関誌)	89,400	89,400		甲7-54	P8議員の広報誌。「発送した文書を紛失」とされており政務調査に使われたことが立証されていない。	資料は紛失したが、政策等の活動報告のために使用した費用であって、会派活動に役立っている。(第1事件丙E11, 31, 33)
14	"	広報資料印刷費(市政報告チラシ)	50,400	50,400		甲7-88	P8議員の広報誌。紙面の2分の1は新春懇親会の案内であり、支出の2分の1は違法である。	公立病院の廃止・民間移譲という課題に直面して、市民・区民の地域医療に対する意見や要望を聞き、市の施策に対する適否を判断することができたものであって、健康・福祉に関する事項についての調査研究に当たる。(第1事件丙E19, 31, 33)
15	人件費	政務調査補助職員雇用費	98,752	98,752		甲7-146,147	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	会派が派遣会社を經由して直接雇用している会派の政務調査補助職員の人件費であるが、P47は、勤務場所を会派控室と指定して会派の政務調査の補助にあたらせており、これらの補助職員の職務は会派の政務調査に限定されているから、その人件費について全額政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A57, 58, 86)
16	"	政務調査補助職員雇用費	50,872	50,872		甲7-148,149		
17	"	政務調査補助職員雇用費	53,392	53,392		甲7-150,151		
18	"	政務調査補助職員雇用費	53,392	53,392		甲7-152,153		
19	"	政務調査補助職員雇用費	53,392	53,392		甲7-154,155		
20	"	政務調査補助職員雇用費	60,952	60,952		甲7-156,157		
21	"	政務調査補助職員雇用費	53,864	53,864		甲7-159,160		
22	"	政務調査補助職員雇用費	55,754	55,754		甲7-163,164		

23	"	労働保険料(H20年度事業主負担分)	68,775	55,020	80%	甲7-142,143	P9議員個人の支出である。当該職員の業務は補助参加人が主張するもののみではない。	左記費用に係る職員は、議員の代理として地域住民の要望の調査や、行政関係機関への調査活動に従事しており、それらの職務内容は会派から委任されている政務調査に全般的に役立っている。(第1事件丙E31, 36)	
24	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	5,657,680	4,526,144	80%	甲7-235～240	P9議員個人の支出である。		
25	"	政務調査補助職員雇用費	180,000	180,000		甲7-144,145	P39議員個人の支出である。	P39議員の後援会活動は、年に1回市政報告会を兼ねて「P39を囲む会」を開催しているだけであり、その開催については娘や後援会役員らがボランティアで手伝っているため、政務調査補助職員は後援会活動に係る業務には従事していない。(第1事件丙A67-2)	
26	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年5月～12月分)	1,440,000	1,440,000		甲7-208～211			
27	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年2月～3月分)	400,000	400,000		甲7-212,213			
28	"	政務調査補助職員雇用費	75,000	60,000	80%	甲7-158	P48議員個人の支出である。	後援会活動は、新年会、ボウリング大会、ゴルフ会、旅行の年4回の行事程度であるし、また、後援会費は徴収しておらず、行事に係る費用はその場で徴収していることから、政務調査補助職員が後援会関係の事務を行うことは少なく、人件費の按分率は80%が相当である。(第1事件丙A79-2)	
29	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成20年12月分)	3,150,000	2,520,000	80%	甲7-165～170			
30	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年1月～3月分)	479,900	383,920	80%	甲7-171～173			
31	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年2月～3月分)	328,500	262,800	80%	甲7-174,175			
32	"	政務調査補助職員雇用費	141,400	98,980	70%	甲7-161	P43議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、地域のコミュニティーや諸団体との会議、葬儀等に議員の代理として出席することがあり、その業務の割合は、政務調査活動に係る業務が7割、その他の活動に係る業務が3割であった。(第1事件丙A75-3)	
33	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～12月支払分)	1,059,300	1,059,300		甲7-386～388			左記費用に係る職員は、政務調査補助のみを行う補助者として雇用したものであり、市政相談に訪れる市民の対応や、議員が作成する調査レポートの校正、必要な写真の撮影、市政瓦版の配布等に従事した。(第1事件丙A75-4)
34	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,800,000	1,260,000	70%	甲7-389,390			左記費用に係る職員は、政務調査活動に係る業務と後援会活動に係る業務の双方に従事していたが、後援会活動の補助は主に議員の妻が担当しており、同職員の業務の割合は、政務調査活動の割合を低めにしても、政務調査活動に係る業務が7割、後援会活動が3割であった。(第1事件丙A75-2)
35	"	政務調査補助職員雇用費	100,000	100,000		甲7-162	P49議員個人の支出である。	各職員は、政務調査活動に係る業務と後援会活動に係る業務の双方に従事しており、各職員に対する給与のうち、全業務に対して政務調査活動に係る業務が占める割合に応じた額について政務調査費を充当したものである。なお、給与のうち後援会活動に係る業務に対応する部分は、後援会等から給与を支給していた。(第1事件丙A84-2)	
36	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲7-247～251			
37	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～12月分)	1,800,000	1,800,000		甲7-252～255			
38	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年8月～11月、平成21年1月分)	300,000	300,000		甲7-256～258			
39	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年2月分)	650,000	650,000		甲7-259～263			

40	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年5月～6月分)	181,500	181,500		甲7-176,177	P7議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、議員の代理として地域の要望の聴取や地域への挨拶回り等を行っており、それらの職務内容は、快適な都市環境作りに関し、会派から委任されている政務調査活動に非常に役立っている。(第1事件丙E31, 32)
41	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年8月～10月分)	182,250	182,250		甲7-178～180		
42	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲7-181～187		
43	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年1月～3月分)	322,000	322,000		甲7-188～190		
44	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年12月～平成21年3月分)	300,000	240,000	80%	甲7-191～193	P50議員個人の支出である。	補助職員は、政務調査活動に係る業務の他、後援会活動に係る業務にも従事していたが、後援会活動は年に1回の総会を開催する程度であり、補助職員は総会の案内状の作成・送付や総会での受付・案内に従事するにとどまっていたから、業務全体における後援会活動に係る業務の割合は低く、按分率を80%とするのが相当である。(第1事件丙A76-2)
45	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,400,000	1,920,000	80%	甲7-194～198		
46	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	3,600,000	3,600,000		甲7-199～202	P51議員個人の支出である。	左記費用に係る補助職員は、政務調査活動に係る業務の他、後援会活動に係る業務に従事することもあったため、月額30万円を政務調査活動に係る業務の対価として政務調査費から支払うとともに、月額6万円強の給与を後援会事務所から受け取っていた。すなわち、左記金額は政務調査活動に係る業務の対価であるから、全額について政務調査費を充当することができる。なお、当時他に3名の補助職員を雇用しており、主にそれらの職員が政務調査活動以外の議員活動や後援会活動の補助に従事していた。(第1事件丙A68-2)
47	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	866,400	866,400		甲7-203～207	P8議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市政相談事務の一部及び調査活動の一部の代行や補助に従事しているものであり、その活動は政務調査に役立っている。(丙E31, 33)
48	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-214～220	P52議員個人の支出である。	政務調査活動の補助職員として雇用した3名は、いずれも、おおむね週5日、1日3～4時間勤務していたものであり、時給1000円程度を給与としていた。上記職員らは、年に2回の後援会総会の案内文作成やその送付作業等、後援会活動にも一部従事したが、その割合は低いため、按分率はいずれも80%とするのが相当である。(第1事件丙A81-2)
49	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-221～227		
50	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-228～234		
51	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	6,202,500	4,135,004	2/3	甲7-241～246	P53議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務内容は、議員の不在時に大阪市民やγ区民が相談に訪れた際の応対や、電話での相談への応対等の政務調査活動の補助作業であり、それらの職務内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 37)
52	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,920,500	1,920,500		甲7-264～270	P54議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、議員団から議員が受任して遂行した政務調査活動の補助業務のみを行っていた。なお、同職員の他に2名のアルバイトを雇用しており、政務調査以外の活動の補助はこれらアルバイトにおいて従事していたものである。(第1事件丙A64-2)

53	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,360,000	2,124,000	90%	甲7-271 ～275	P44議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務内容は、議員の不在時に事務所を訪れた市民の市政相談への対応や、大阪市政に関する広報誌の配布の補助等であって、これらの職務内容は、区政の充実につながるという点で、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E27, 31, 38)
54	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	3,600,000	2,880,000	80%	甲7-276 ～279	P12議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市政に対する相談への対処や、調査研究に関する資料作成その他広報活動の補助等に従事しているところ、これらの職務内容は、議員が行う政務調査活動の補助業務として、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 39)
55	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-280 ～284		
56	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲7-285 ～291	(株)P34宛であり、P33議員個人の支出である。	第三者の補助者を雇用するのではなく、議員の妻と娘を補助職員として、政務調査活動の補助業務に従事させたものである。後援会活動も年に数回行われているが、後援会活動に係る業務は後援会の会員が行っており、上記職員らは後援会活動には従事しなかった。上記職員らは、株式会社P34固有の業務も行っていたところ、政務調査活動に係る業務の比重が大きかったものであるが、同社から受ける給与の5割弱を業務委託費として政務調査費から支出していたものである。左記金額は、政務調査活動に係る業務の業務委託費に相当する額であり、全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A66-2)
57	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	3,000,000	3,000,000		甲7-292 ～296	P36(株)宛であり、P35議員個人の支出である。	P35議員に係る政務調査活動は、議員がP36株式会社に政務調査の業務委託を行い、同社がその雇用する職員をして受託業務に当たらせるという形態を採っていた。P35議員の議員活動の補助業務は、上記職員がその全てに従事していたものである(なお、議会関連活動は市の職員が補助し、政党活動は議員団が直接雇用する職員が補助していた)。上記職員は、議員事務所において常勤職員として勤務し、来客の対応や市政相談への対応に従事するほか、各種資料の作成等にも従事した。他方、後援会活動についても、行事の案内等の事務連絡や事務作業に従事していた。さらに、建物内メーター検針等、P36株式会社の業務にもわずかではあるものの従事していた。上記職員が上記会社より受け取っている給与は月額330,000円であったところ、同人の日常業務に占める政務調査活動の割合が75%であったことから、給与月額の約75%にあたる250,000円を業務委託費として政務調査費から充当したものである。(第1事件丙A72-2)
58	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	4,520,000	3,616,000	80%	甲7-297 ～304	P13議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、政務調査に関する事務的な業務や、議員の不在時における市民の陳情の聴取、電話での市民からの市政相談への対応等であり、市民のためになる良い政策提案をするための調査活動をも議員の補佐として行っている。これらの職務内容は、市民からの直接の声を聞き活動することにより、市政・産業振興や安心して市民が住むことのできるまちづくりにつなぐよう役立っている。(第1事件丙E31, 40)
59	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,015,000	812,000	80%	甲7-305 ～317		
60	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,952,352	1,952,352		甲7-318 ～322	P55議員個人の支出である。	政務調査補助職員の給与は月額金203,370円であるが、上記職員の職務は、政務調査活動に係る業務がその8割を占め、後援会活動と政党活動が1割ずつであるというべきであるから、その80%を政務調査のための人件費として政務調査費を充当したものである。なお、議員の母と妻が後援会活動に係る業務や政党活動に係る業務に従事している。(第1事件丙A80-2)

61	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,960,000	2,368,000	80%	甲7-323 ～330	P56議員個人の支出である。	左記費用に係る職員のうち、1名は政務調査活動に専従しており、もう1名は一部後援会活動にも従事していた。政務調査活動以外の活動に係る補助業務が皆無ではないことから、按分率を80%として政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A71-2, 3)
62	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,598,120	2,598,120		甲7-331 ～334	P57議員個人の支出である。	政務調査補助職員は政務調査活動に係る業務に専従していた。なお、後援会活動に係る業務は議員の妻等において従事していたものである。(第1事件丙A69-2)
63	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,520,000	2,016,000	80%	甲7-335 ～339	P14議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、議員が行う政務調査活動の行政対応事務や事前資料の作成に従事しており、これらの職務内容は会派から委任されている政務調査活動を迅速かつ円滑に進められるよう役立っている。(第1事件丙E31, 41)
64	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	4,480,000	3,840,000	6/7	甲7-340 ～345	P58議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務全体に占める政務調査活動補助の割合は8割を下回ることがなかったものであるが、上記職員の給与月額や賞与額が7の倍数であったため、按分率を便宜上7分の6(≒85.7%)としたものである。(第1事件丙A74-2)
65	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～7月分)	320,000	320,000		甲7-346 ～348	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、議員に対して議員活動についての補助やアドバイスを進めていたところ、左記金額は、そのうち政務調査活動に関する対価として支払ったものであり、それ以外の活動に関する補助等は無償であった。(第1事件丙A82-5)
66	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年8月～平成21年3月分)	640,000	640,000		甲7-364 ～367		
67	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	960,000		甲7-349 ～353	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、主に市政相談への対応業務に従事しており、その他、後援会活動や政党活動に従事することもあった。月額8万円の給与は日常業務である政務調査活動補助の対価であり、後援会活動の対価として別途数万円程度を支給していた。なお、政党活動については無償で従事していた。(第1事件丙A82-2・3)
68	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	960,000		甲7-354 ～358		
69	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	600,000	600,000		甲7-359 ～363	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市政相談に従事する他、施策の研究等の補助業務に従事した。なお、後援会活動に従事することもあったが、後援会活動については無償であった。(第1事件丙A82-4)
70	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成20年9月分)	1,400,000	1,120,000	80%	甲7-368 ～371	P15議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市民の意見聴取や要望聴取、資料の作成や調査活動に従事しているところ、これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 42)
71	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年10月～平成21年3月分)	1,452,500	1,162,000	80%	甲7-372 ～375		
72	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	960,000		甲7-376 ～380	P59議員個人の支出である。	P59議員の後援会事務所は政務調査事務所とは全く別個にあるため、政務調査補助職員は後援会活動の補助業務には従事していないものである。(第1事件丙A77-2)
73	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	960,000		甲7-381 ～385		

74	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年10月～平成21年3月分)	1,500,000	1,200,000	80%	甲7-391 ～393	P60議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市民相談の対応や資料収集、資料作成等、政務調査活動の補助業務全般に従事していた。また、選挙や後援会活動、政党活動のための補助業務にも従事していたが、それらの補助業務全体に占める割合は2割程度であったものであり、業務の8割は政務調査活動に係る補助であった。(第1事件丙A65)
75	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年1月分)	1,500,000	1,500,000		甲7-394 ～399	P61議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、政務調査活動に係る業務に専従していたものである。(第1事件丙A86-2)
76	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～10月、12月、平成21年1月分)	900,000	900,000		甲7-400 ～405	P61議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、わずかではあるものの後援会活動にも従事していたところ、平成20年11月に後援会関係の仕事をしていたものとして、11月分の給与を政務調査費として請求しておらず、実質的には按分率を90%として政務調査費として請求しているものであって、その按分率は相当である。(第1事件丙A86-2)
77	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成20年9月分)	1,201,056	1,201,056		甲7-406 ～408	P62議員個人の支出である。	左記費用に係る政務調査補助職員は、政務調査活動に係る補助業務のほか、後援会活動や議員活動に係る業務にも一部従事している。もともと、後援会活動は主に後援会の役員等が運営しており、上記職員の関与は限定的であるから、全業務のうち8割は政務調査活動の補助業務に当たるものとして、給与の80%を政務調査費として計上した。なお、人件費1,201,056円は80%按分後の額である。(第1事件丙A78-2)
78	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲7-409 ～413	P40議員個人の支出である。	P40議員の後援会事務所と政務調査事務所とは、同一建物内で別室として分離されているし、後援会活動は後援会役員らが行っていることから、左記費用に係る政務調査補助職員は後援会活動に係る業務を担当しておらず、専ら政務調査活動に係る業務に従事しているものである。(第1事件丙A70)
79	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲7-414 ～418		
80	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年6月～平成21年3月分)	1,050,000	810,000	77%	甲7-419 ～423	P16議員個人の支出である。	各補助職員は、議員から依頼された内容について調査を行い、その結果を報告しているところ、これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 34)
81	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,260,000	1,310,000	58%	甲7-424 ～429		
82	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	600,000	50%	甲7-430 ～434		
83	"	政務調査補助職員委託費(平成20年4月分～平成21年3月分)	4,264,000	4,264,000		甲7-435 ～447	P63議員個人の支出である。	P63議員は、政務調査活動に関し、有限会社P64の社員を市政相談事務所に外向させて、同社社員らに市政相談の補助を行わせていたものであるが、上記社員らは、有限会社P64の業務にも従事しており、市政相談に係る補助業務とP64業務の従事時間がほぼ等しかったことから、上記社員らが有限会社P64から受ける給与のそれぞれ半額について政務調査費を充当したものである。なお、後援会活動の補助は議員の子が従事していたものであって、出向契約に基づく支払賃金額は全て政務調査補助業務の対価である。(第1事件丙A83-2)

84	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	2,520,000	2,520,000		甲7-448 ～454	P17議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、区内外の個人・法人・団体等からの意見や要望等の把握、各情報の収集や資料調査、広報誌やHP作成等による情報発信等に従事していたところ、これらの職務内容は、会派から委任されている中小企業、商店街の活性化、区制充実、福祉施策、まちづくり、教育等に関する政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 35)
85	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～平成21年3月分)	1,800,000	1,800,000		甲7-455 ～461		
86	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年4月～11月分)	1,692,000	1,692,000		甲7-462 ～465	P65議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、業務全体のうち、政務調査活動に係る業務を90%、後援会活動に係る業務を5%、その他の活動に係る業務を5%の割合でそれぞれ行っていたため、給与全額のうち9割について政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A85-2)
87	"	政務調査補助職員雇用費(平成20年12月～平成21年3月分)	840,000	840,000		甲7-466 ～468	P65議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、業務全体のうち、政務調査活動に係る業務を80%、後援会活動に係る業務を10%、その他の活動に係る業務を10%の割合でそれぞれ行っていたため、給与全額のうち8割について政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A85-2)
88	事務・事務所費	コピー機保守点検代	105,075	73,552	70%	甲7-472	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用は、会派が会派控室において使用する事務機器類に関する購入、リース、メンテナンス料であるところ、議員がこれらの機器を個人的に使用することが全くないとはいえないため、自制的に按分率を70%と定め、その限度において政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A59-1～8, 60, 62, 87)
89	"	コピー機保守点検代	76,097	53,267	70%	甲7-473		
90	"	パソコン搬入及びLAN工事代	875,700	612,990	70%	甲7-475		
91	"	コピー機保守点検代	136,874	95,811	70%	甲7-476		
92	"	コピー機保守点検代	97,437	68,205	70%	甲7-477		
93	"	コピー機保守点検代	74,740	52,318	70%	甲7-478		
94	"	コピー機保守点検代	148,607	104,024	70%	甲7-481		
95	"	コピー機保守点検代	103,546	72,482	70%	甲7-483		
96	"	コピー機保守点検代	151,406	105,984	70%	甲7-485		
97	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	622,440	435,708	70%	甲7-608,609		
98	"	パソコンリース代(平成20年5月～平成21年3月分)	1,403,325	982,323	70%	甲7-610 ～619		

99	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,449,000	1,304,100	90%	甲7-662 ～667	P44議員個人の支出である。	P44議員は、事務所において、インターネットを用いた大阪市政に関する情報の収集や、市民の意見の聴取等を行っているところ、それらの活動は、行財政改革や青少年の健全な育成を推進するためのアイデアに繋がるなど、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 38)
100	"	通信費(発送代)	112,770	112,770		甲7-474	P44議員個人の支出である。	資料を特定することはできないものの、個人の支出ではなく、政務調査活動に係る支出である。(第1事件丙E31, 38)
101	"	事務機器購入費(パソコン代)	310,212	186,128	60%	甲7-479	P61議員個人の支出である。	会派が承認し、議員あるいは支部事務所において政務調査のために使用する事務機器の購入、リース、メンテナンス料等であり、政務調査費を充当することができるものである。(第1事件丙A86-2)
102	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年1月分)	195,930	195,930		甲7-584 ～590		
103	"	事務機器購入費(パソコン代)	73,999	73,999		甲7-482	P43議員個人の支出である。	議員の事務所に設置して使用している機器(パソコン、コピー機)は政務調査専用のものでなく、事務所における活動全般に利用していることから、利用実態に応じて按分を行った上で政務調査費を充当すべきものである。(第1事件丙A75-1)
104	"	通信費(電話・FAX代)	58,176	58,176		甲7-486,487		
105	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	144,900	144,900		甲7-567 ～579		
106	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	2,142,000	1,927,800	90%	甲7-637 ～643	P66ビルの家賃であり、P39議員個人の支出である。	P39議員の政務調査事務所を後援会活動に利用するのは、事務所応接室において年3回役員会を開催する時だけであり、後援会活動に政務調査事務所を使用することはほとんどないから、事務所賃借料についての按分率は90%が相当である。(第1事件丙A67-1)
107	"	パソコン保守契約料	50,400	50,400		甲7-484	P39議員個人の支出である。	左記費用に係るパソコン等は、政務調査活動に係る業務にのみ使用するものであるから、その全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A67-2)
108	"	パソコン・プリンター	231,550	231,550		甲7-488	P39議員個人の支出である。	
109	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	252,000	252,000		甲7-516 ～522	契約者はP66ビルP67であり、P39議員個人の支出である。	
110	"	事務用品費(封筒代)	69,300	69,300		甲7-489,490	P40議員個人の支出である。	政務調査事務所用の封筒の印刷費であり、後援会用封筒は別途作成していることから、全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A70)
111	"	事務用機器購入費(パソコン代)	167,960	167,960		甲7-491	P40議員個人の支出である。	左記費用に係るパソコンは政務調査事務所に設置されているものであり、専ら政務調査活動に使用している。なお個人用パソコンは別途所有している。(第1事件丙A61, 70)
112	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	157,500	157,500		甲7-601,602	P40議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機器も専ら政務調査活動に使用している。(第1事件丙A70)

113	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,890,000	1,512,000	80%	甲7-620 ～626	P48議員個人の支出である。	P48議員の政務調査事務所の賃料は近隣物件との均衡が取れた額である。そして、P48議員の政務調査事務所は後援会事務所を兼ねていたが、後援会事務、会合に使用する頻度は少なく、政務調査費としての按分率は80%が相当である。(第1事件丙A79-1)
114	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	599,760	479,808	80%	甲7-492 ～498	P48議員個人の支出である。	P48議員の政務調査事務所において行われる活動のうち、政務調査活動がその8割を占めることから、コピー機のリース料の8割について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A79-2)
115	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	226,800	113,400	50%	甲7-499 ～503	P7議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、地域のお知らせや市政報告等の印刷に使用しているところ、これらの使用内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 32)
116	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	965,040	965,040		甲7-631,632 の1,2	P51議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所を政務調査専用事務所として利用することとし、政務調査活動以外の活動(後援会活動その他の政治活動等)は自宅兼事務所で行っていたものであり、左記費用について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A68-1)
117	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	388,920	194,456	50%	甲7-504 ～513	P51議員個人の支出である。	自宅兼事務所にコピー機がなかったため、政務調査事務所のコピー機を後援会活動にも使用することがあったことから、政務調査事務所の費用として複合機等の費用を計上した上、その50%について政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A68-1)
118	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,560,000	1,248,000	80%	甲7-633 ～636	P8議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、政務調査専用事務所として賃借しているものである。(第1事件丙E31, 33)
119	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	229,320	183,456	80%	甲7-514,515	P8議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、市政報告会において配布する市政報告紙や、政務調査活動に伴う資料のコピー等に使用している。(第1事件丙E31, 33)
120	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,800,000	1,440,000	80%	甲7-644 ～650	P68が領収証を発行しており、P52議員個人の支出である。	政務調査事務所は主に政務調査のために使用しており、後援会活動は、年に3回程度、後援会の世話人会の会合が行われる程度であることから、按分率は80%とするのが相当である。また、左記の事務所賃料は月額15万円であるところ、この額は近隣物件の賃料よりも低く、賃料の額も相当性を有する。(第1事件丙A81-1)
121	"	コピー機及び電話機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	375,600	300,480	80%	甲7-523 ～529	P52議員個人の支出である。	政務調査事務所の活動のうち、80%は政務調査活動であるから、同事務所のコピー機及び電話機も、その80%は政務調査活動に関する業務のために使用されているものである。(第1事件丙A81-2)
122	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,330,560	1,064,448	80%	甲7-668 ～674	P12議員個人の支出である。	事務所での活動は、市政に対する相談への対処や調査研究全般に関わる業務であり、それらの活動は、市の政策の広報や市政に対する意見等の広聴として、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 39)
123	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	226,800	181,440	80%	甲7-530 ～532	P12議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、政務調査活動のために必要となる資料の作成等のために使用しているところ、これらの活動は会派から委任されている政務調査活動の事務遂行に役立っている。(第1事件丙E31, 39)

124	"	電話機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	97,020	77,616	80%	甲7-533 ～535	P12議員個人の支出である。	左記費用に係る電話機は、調査研究活動における連絡や、市政に対する意見等の聴取等に使用しているところ、これらの活動は、事務所との連絡を可能にする点で、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 39)
125	"	複合機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	126,000	75,600	60%	甲7-536 ～544	P13議員個人の支出である。	左記費用に係る複合機は、政務調査に関わる事務的な資料や市民からの陳情をまとめた資料等の作成、関係者へのFAX等に使用しているところ、これらの使用内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 40)
126	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	504,000	403,200	80%	甲7-545 ～551	P55議員個人の支出である。	P55議員の事務所における活動のうち、8割が政務調査活動に当たるから、事務所に設置されたコピー機も、その8割が政務調査活動のために使用されたものである。(第1事件丙A80-2)
127	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,260,000	1,008,000	80%	甲7-698 ～703	P14議員個人の支出である。	P14議員は、事務所において、市政の広報資料原稿の作成や市政相談等を行っており、それらの活動内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 41)
128	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	412,020	329,616	80%	甲7-552 ～556	P14議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、市の事務及び行財政に関する資料の送受信や複写に使用しており、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 41)
129	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,260,000	1,008,000	80%	甲7-708 ～710	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、主に市民の市政相談に対する対応業務を行っており、同事務所において後援会活動に係る事務が行われていたのは年に数日にすぎないから、按分率は80%とするのが相当である。(第1事件丙A82-1)
130	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	201,600	161,280	80%	甲7-557 ～566	P42議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、上記事務所に設置して使用していたものであり、専ら政務調査活動の目的で使用していたものの、使用割合については控えめに8割として按分率に反映した。(第1事件丙A82-1)
131	"	電話機リース料(平成20年10月～平成21年3月分)	124,740	99,792	80%	甲7-582,583	P60議員個人の支出である。	P60議員の事務所における業務のうち、8割は政務調査活動に係る業務であるから、左記費用に係る電話機の使用についても、その8割は政務調査活動を目的とするものである。(第1事件丙A65)
132	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,800,000	1,800,000		甲7-712 ～716	P69が領収証を発行しており、P62議員個人の支出である。	建物(道場)の一部を政務調査活動を行う事務所として賃借しているところ、政務調査事務所として賃借している部分は、同建物の1階部分北西角12㎡、同応接室12㎡、同建物2階資料室、コンピュータ室12.6㎡の合計36.6㎡及び駐車場1台分に限られており、後援会事務所については、上記政務調査事務所とは別個独立に使用している。左記費用は政務調査事務所として賃借した部分に係る賃料であり、その全額について政務調査費を充当することができる。また、上記賃料は水道・光熱費を含め月額15万円であり、近隣物件の賃料と比較しても相当性を有する額にとどまっている。(第1事件丙A78-1)
133	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	239,400	191,520	80%	甲7-591 ～594	P62議員個人の支出である。	P62議員の事務所における活動のうち、8割は政務調査活動であるから、左記各費用に係る機器の使用も、その8割は政務調査活動に関するものであるというべきである。(第1事件丙A78-2)
134	"	電話機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	206,745	165,396	80%	甲7-595 ～600		

135	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	381,780	267,246	70%	甲7-603 ～605	P17議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、市会での検討事項及び各種施策の報告や、報告会の案内、市民との意見交換のための資料等の作成に使用するなどしているところ、それらの使用内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 35)
136	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-734 ～738	P65議員個人の支出である。	P65議員は、左記費用に係る事務所を政務調査活動専用の事務所として使用しているほか、別に政務調査・後援会事務所として使用する事務所を有しており、さらに、P25党δ支部事務所も別途存在している。したがって、左記費用に係る事務所は政務調査活動専用の事務所であるが、年に数回、後援会行事(地区活動)の打合せ等に使用することがあるため、按分率を80%として計上した。(第1事件丙A85-1)
137	"	コピー機リース料(平成20年4月～平成21年3月分)	113,400	90,720	80%	甲7-606,607	P65議員個人の支出である。	上記のとおり、事務所における活動の8割は政務調査活動であるから、左記費用に係るコピー機の使用も、その8割は政務調査活動に関するものである。(第1事件丙A85-2)
138	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	2,400,000	2,160,000	90%	甲7-627 ～630	P50議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は後援会事務所を兼ねているものの、そこで行われる後援会活動は、年1回の後援会総会開催のために役員会を年に1, 2回行うものにすぎず、活動の大半は政務調査活動であるから、按分率は90%とするのが相当である。なお、賃料の額も近隣の物件の賃料と均衡を保っている。(第1事件丙A72-1)
139	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,248,000	998,400	80%	甲7-652 ～656	P9議員個人の支出である。	P9議員は、左記費用に係る事務所において、市民からの市政相談や陳情等を受けていた。(第1事件丙E31, 36)
140	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,800,000	1,200,000	2/3	甲657～661	P70が領収証を発行しており、P53議員個人の支出である。	P53議員は、左記費用に係る事務所を政務調査や議員活動の補助作業を行うために必要な拠点としており、使用実態に応じて按分率を定めたものである。(第1事件丙E37)
141	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	2,400,000	2,400,000		甲7-675 ～681	株式会社P34が領収証を発行しており、P33議員個人の支出である。	3階建ての建物のうち一部を、政務調査活動を行う事務所として賃借していたものである。なお、同建物では、他の部分を使用して政党活動や後援会活動を行っており、さらに、その余の部分は株式会社P34の事務所として使用している。したがって、左記費用は政務調査事務所の賃借料であり、賃料は近隣の物件と比較して低く設定していたことから、左記費用の全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A66-1)
142	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,440,000	1,440,000		甲7-682 ～686	P36株式会社が領収証を発行したものであり、P35議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、市政各般にわたる市民相談、各種の調査、活動成果を広報するホームページの管理、発行物の作成、市政報告会や講演会に用いる資料作成等の活動を主に行っていたほか、後援会活動として、年に1回程度行われる後援会行事の連絡取りまとめを行っており、事務所内での活動に占める政務調査活動の割合は80%であった。なお、P35議員は、議会関連の活動は主に市庁舎の議員控室で行っていた。(第1事件丙A72-1)

143	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	960,000	768,000	80%	甲7-687～691	P71が領収証を発行したものであり、P56議員個人の支出である。	P56議員の後援会事務所は別の場所に置かれていたことから、左記費用に係る政務調査事務所は政務調査活動専用の事務所であるが、後援会等の用に供することがないことまではいえないことを考慮し、按分率を8割としたものであって、相当である。(第1事件丙A71-1)
144	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,200,000	960,000	80%	甲7-692～697	株式会社P72代表取締役P73に係るものであり、P57議員個人の支出である。	P57議員の事務所は、同議員の実母が代表取締役になっている株式会社P72所有物件の一部を賃借したものであり、同事務所は後援会事務所を兼ねているものの、後援会活動による使用頻度は少ないため按分率を80%としたものである。なお、賃料は近隣物件と比較して低額である。(第1事件丙A69-1)
145	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	1,080,000	864,000	80%	甲7-704～707	P58議員個人の支出である。	建物の2階部分をP58議員の自宅として使用し、同建物の1階部分を賃借して事務所として使用していた。事務所において、P58議員は、主に市政相談を受けた上でそれを処理するための活動を行っていたが、その他、わずかではあるものの、後援会活動や受けた献金の会計処理に係る事務を行っていたものであり、事務所の活動に占める政務調査活動の割合は控えめにみても80%であったため、事務所賃料の80%について政務調査費を充当したものである。(第1事件丙A74-1)
146	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	900,000	810,000	90%	甲7-711	P15議員個人の支出である。	P15議員は、左記費用に係る事務所において、地域市民の意見や要望の聴取及び資料調査を行っているところ、これらの活動は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 42)
147	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	2,500,800	2,500,800		甲7-717～720	受取人は「P74」とされており、P16議員個人の支出である。	P16議員は、左記費用に係る事務所を市政事務所として使用している。(第1事件丙E31, 34)
148	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	2,040,000	2,040,000		甲7-721～733	P63税理士事務所が発行しており、P63議員個人の支出である。	左記費用に係る議員事務所は、P63議員の子が株式を100%保有する会社が所有する建物内にあり、P63議員個人が経営するP75税理士事務所が同建物を賃借した上、その一部を転借したものである。上記議員事務所は、市政相談を受けるための専用の事務所として使用しており、後援会活動や政党活動は議員事務所外において行われていた。議員事務所に備え付けられた備品や自動車、光熱費、電話等全ての使用料を含めて月額10万円と設定し、賃料は月額7万円と設定したが、いずれも相場よりも安価である。(第1事件丙A83-1)

149	"	事務所賃借料(平成20年4月～平成21年3月分)	16,160,000	16,160,000	甲7-739 ~757	議員個人の支出である。	
		番号149-1 上記のうち「P61」分				P61議員の支出である。	2階建ての建物の1階部分全部を政務調査事務所として使用し、政務調査活動を行っていた。なお、同建物の2階は議員の個室や後援会事務所として使用しており、また、P61議員の自宅は別の場所にあった。左記費用は政務調査事務所として賃借した部分に係る賃料であり、全額について政務調査費を充当することができるものである。(第1事件丙A63, 86-1)
		番号149-2 上記のうち「P43」分				P43議員の支出である。	2階建ての建物の1階部分の一部について、会派との間で賃貸借契約を締結し、議員事務所として使用していた。事務所部分の賃料は、賃料相場に照らして月額20万円弱であると考えられたところ、議員事務所の活動のうち半分が政務調査活動であると考えたため、会派との間の契約賃料はその約半分である月額8万円としていたものであり、上記賃料については全額政務調査費を充当することができる。なお、実際には、議員事務所における活動の7割程度が市政相談等の政務調査活動である。(第1事件丙A63, 75-1)
		番号149-3 上記のうち「P7」分				P7議員の支出である。	政務調査活動や議員活動の補助作業を行うのに必要な拠点であり、活動内容から按分率50%としたものである。(第1事件丙A63, 丙E32, 43)
		番号149-4 上記のうち「オオサカシカイギン P55」分				P55議員個人の支出である。	事務所について、その各部分の面積及び政務調査活動のために使用する頻度を基に、政務調査活動のために使用した割合を算定したところ48%であり、残りの52%は政党活動や後援会活動のために使用していたものである。そこで、賃貸借契約書においては、事務所のうち、政務調査事務所として使用する48%の部分に係る賃料を記載しているものであり、左記費用はその全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A63, 80-1)
		番号149-5 上記のうち「カ)P76」分				P59議員個人の支出である。	P59議員は、6階建てビルの2階部分を、政務調査専用の事務所として使用している。なお、P59議員の後援会事務所は、政務調査事務所の南西に所在する議員の自宅に置かれている。賃料は相場より低額であり、賃料全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A63, 77-1)
		番号149-6 上記のうち「P77」分				P54議員個人の支出である。	P54議員は、2階建て建物の1階部分を、市政相談を行うための専用の事務所として使用していた。なお、その他の党務等の議員活動は同建物の2階部分において行い、後援会活動は別建物にある自宅兼事務所において行った。左記費用は市政相談専用の事務所の賃料であり、賃料額も相当であるから、政務調査費を充当することができる。(第1事件丙A63, 64-1)
		番号149-7 上記のうち「P78」分				P79議員個人の支出である。	事務所の総賃料は月額60万円であったが、P79議員は同事務所において政務調査活動と後援会活動とを行っており、その使用状況に照らし、50%に当たる月額30万円について政務調査費を充当したものである。なお、本調査事務所の賃貸人はP78(P79議員の義母)である。(第1事件丙A63, 73)
		番号149-8 上記のうち「P80」分				P49議員個人の支出である。	P49議員は、3階建て建物の1階部分を市政相談を受けるための専用部分として利用していたため、1階部分の賃料について政務調査費を充当したものである。なお、同建物の2階部分及び3階部分は会議室として後援会活動等に使用していた。また、上記建物は、平成18年に議員の妻名義で信用金庫より借入れをして購入したもので、同年から平成28年まで月々約26万円の返済を必要とする物件であり、本件の賃料は、近隣の賃貸物件と比較し決して高くはない賃料であった。(第1事件丙A63, 84-1)

150	その他の経費	ガソリン代	155,131	155,131		甲7-759 ~761	P53議員個人の支出である。	政務調査や議員活動等、議員としての行動や調査研究活動に用いた車両に係るガソリン代であり、それらの職務内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第1事件丙E31, 37)
151	"	車リース料(平成20年4月~平成20年8月分)	150,000	90,000	60%	甲7-762 ~767	P13議員個人の支出である。	勉強会や研修会等への参加や、市民からの意見や要望についての現地偵察等に使用した車両に係る費用であり、それらの職務内容は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。なお、リース契約の終了と新しいリース契約の締結により、リース契約料が変更になったところ、従前と同額について政務調査費を充当するため、按分率に差異が生じたものである。(第1事件丙E28, 31, 40)
152	"	車リース料(平成20年9月~平成21年3月分)	418,950	138,257	33%	甲7-768 ~775		

(別紙3の2)

○補助参加人P4関係主張等一覧(平成20年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P4の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	人件費	政務調査補助員人件費	5,225,440	5,225,440		甲8-93 ~99	会派控室に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用は、会派控室において政務調査活動に従事している男性2名に対する人件費である。1名は平成20年4月1日から平成21年3月31日まで、もう1名は平成20年7月1日から平成21年3月31日まで政務調査活動に従事したが、それ以外の業務に携わることはまったくなかったものである。なお、会派控室には、受付職員として4名の女性従業員が2名ずつ交代で配置されているが、彼女たちは大阪市の職員であって、俸給は大阪市から支払われている。
2	"	政務調査補助員人件費	3,280,175	3,280,175		甲8-100 ~104		
3	"	政務調査補助員人件費	3,740,000	3,553,000	95%	甲8-105 ~110	P81議員個人の支出である。	
4	"	政務調査補助員人件費	1,225,000	1,163,750	95%	甲8-111,112	P22議員個人の支出である。	
5	"	政務調査補助員人件費	1,200,000	1,140,000	95%	甲8-113 ~116	P82議員個人の支出である。	
6	"	政務調査補助員人件費	660,000	627,000	95%	甲8-117 ~123	P83議員個人の支出である。	
7	"	政務調査補助員人件費	2,300,000	2,185,000	95%	甲8-124 ~128	P84議員個人の支出である。	
8	"	政務調査補助員人件費	1,100,000	1,045,000	95%	甲8-129 ~131	P85議員個人の支出である。	
9	"	政務調査補助員人件費	800,000	760,000	95%	甲8-132 ~134	P85議員個人の支出である。	

10	"	政務調査補助員人件費	1,300,000	1,235,000	95%	甲8-135 ~137	P85議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所において、政務調査活動に従事する職員に対する人件費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの人件費も政務調査活動に関する経費である。
11	"	政務調査補助員人件費	2,220,000	2,109,000	95%	甲8-138 ~140	P86議員個人の支出である。	
12	"	政務調査補助員人件費	1,820,000	1,729,000	95%	甲8-141 ~145	P87議員個人の支出である。	
13	"	政務調査補助員人件費	1,500,000	1,425,000	95%	甲8-146 ~150	P88議員個人の支出である。	
14	"	政務調査補助員人件費	1,560,000	1,482,000	95%	甲8-151 ~163	P89議員個人の支出である。	
15	"	政務調査補助員人件費	646,400	614,080	95%	甲8-164 ~174	P90議員個人の支出である。	
16	"	政務調査補助員人件費	123,200	117,040	95%	甲8-175 ~177	P90議員個人の支出である。	
17	"	政務調査補助員人件費	2,000,000	1,900,000	95%	甲8-178 ~182	P91議員個人の支出である。	
18	"	政務調査補助員人件費	1,560,000	1,482,000	95%	甲8-183 ~195	P92議員個人の支出である。	
19	"	政務調査補助員人件費	1,440,000	1,368,000	95%	甲8-196 ~200	P93議員個人の支出である。	
20	"	政務調査補助員人件費	1,560,000	1,482,000	95%	甲8-201 ~205	P94議員個人の支出である。	

21	事務・事務所費	FAX保守料	50,720	50,720		甲8-215,216	議員全員及び補助職員に係る支出であり、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用は、いずれも会派控室における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費であるところ、会派控室では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの事務用品費は全て政務調査活動に関する経費である。
22	"	PC購入費	1,674,740	1,674,740		甲8-217,218		
23	"	レーザープリンタ保守料	63,630	63,630		甲8-243		
24	"	コピー用紙・印刷機インク代	68,512	68,512		甲8-244		
25	"	コピー・印刷機 リース・使用料	1,262,973	1,262,973		甲8-377~383		
26	"	支部事務所賃料	945,000	897,750	95%	甲8-251~263	P22議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所の賃料であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの賃料は全て政務調査活動に関する経費である。
27	"	支部事務所賃料	718,200	682,290	95%	甲8-264~267	P82議員個人の支出である。	
28	"	支部事務所賃料	1,512,000	1,436,400	95%	甲8-268~270	P95議員個人の支出である。	
29	"	支部事務所賃料	1,213,041	1,152,389	95%	甲8-271~275	P83議員個人の支出である。	
30	"	支部事務所賃料	1,890,000	1,795,500	95%	甲8-276~281	P97議員個人の支出である。	
31	"	支部事務所賃料	945,000	897,750	95%	甲8-282~285	P98議員個人の支出である。	
32	"	支部事務所賃料	1,320,000	1,254,000	95%	甲8-286~298	P99議員個人の支出である。	

33	"	支部事務所賃料	1,696,267	1,611,454	95%	甲8-299 ~301	P100議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所の賃料であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの賃料は全て政務調査活動に関する経費である。
34	"	支部事務所賃料	967,000	918,650	95%	甲8-302 ~304	P85議員個人の支出である。	
35	"	支部事務所賃料	1,440,000	1,368,000	95%	甲8-305 ~314	P86議員個人の支出である。	
36	"	支部事務所賃料	858,900	815,955	95%	甲8-315 ~320	P87議員個人の支出である。	
37	"	支部事務所賃料	706,651	671,318	95%	甲8-321 ~325	P88議員個人の支出である。	
38	"	支部事務所賃料	1,565,040	1,486,788	95%	甲8-326 ~338	P89議員個人の支出である。	
39	"	支部事務所賃料	1,444,800	1,372,560	95%	甲8-339 ~342	P90議員個人の支出である。	
40	"	支部事務所賃料	1,256,000	1,193,200	95%	甲8-343 ~347	P91議員個人の支出である。	
41	"	支部事務所賃料	1,464,000	1,390,800	95%	甲8-348 ~360	P92議員個人の支出である。	
42	"	支部事務所賃料	1,320,000	1,254,000	95%	甲8-361 ~365	P93議員個人の支出である。	
43	"	支部事務所賃料	1,080,312	1,026,296	95%	甲8-366 ~376	P94議員個人の支出である。	

44	"	PC購入費	128,979	122,530	95%	甲8-209,210	P91議員個人の支出である。
45	"	PC購入費	187,800	178,410	95%	甲8-211	P86議員個人の支出である。
46	"	PC購入費	135,911	129,115	95%	甲8-212,213	P88議員個人の支出である。
47	"	PC購入費	146,790	139,451	95%	甲8-214	P83議員個人の支出である。
48	"	空調機設置費	182,700	173,565	95%	甲8-219,220	P99議員個人の支出である。
49	"	プリンタトナー代	53,550	50,873	95%	甲8-221	P102議員個人の支出である。
50	"	プロジェクター購入費	189,000	179,550	95%	甲8-222	P98議員個人の支出である。
51	"	プロジェクター購入費	148,880	141,436	95%	甲8-223	P93議員個人の支出である。
52	"	PC購入費	229,800	218,310	95%	甲8-224	P95議員個人の支出である。
53	"	複合機トナー代	53,341	50,674	95%	甲8-225,226	P97議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの事務用品費は全て政務調査活動に関する経費である。

54	"	PC購入費	72,810	69,170	95%	甲8-227	P22議員個人の支出である。
55	"	PC購入費	184,580	175,351	95%	甲8-228,229	P88議員個人の支出である。
56	"	印刷機保守料・インク代	71,400	67,830	95%	甲8-230,231	P98議員個人の支出である。
57	"	PC購入費	144,800	137,560	95%	甲8-232,233	P87議員個人の支出である。
58	"	録画再生機購入費	74,380	70,661	95%	甲8-234,235	P81議員個人の支出である。
59	"	プロジェクター購入費	97,415	92,544	95%	甲8-236	P92議員個人の支出である。
60	"	PC購入費	179,300	170,335	95%	甲8-237,238	P82議員個人の支出である。
61	"	テレビモニター購入費	61,690	58,606	95%	甲8-239,240	P82議員個人の支出である。
62	"	空調機設置費	389,000	369,550	95%	甲8-241,242	P83議員個人の支出である。
63	"	PC購入費	129,150	122,693	95%	甲8-245	P93議員個人の支出である。
64	"	PC購入費	164,430	156,209	95%	甲8-246	P90議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの事務用品費は全て政務調査活動に関する経費である。

65	"	PC購入費	136,500	129,675	95%	甲8-247,248	P89議員個人の支出である。
66	"	録画再生機購入費	79,800	75,810	95%	甲8-249	P90議員個人の支出である。
67	"	プロジェクター購入費	116,850	111,008	95%	甲8-250	P94議員個人の支出である。
68	"	コピー機リース料	136,080	129,276	95%	甲8-384,385	P82議員個人の支出である。
69	"	コピー機リース料	128,520	122,094	95%	甲8-386~395	P102議員個人の支出である。
70	"	コピー機リース料	178,060	169,157	95%	甲8-396~399	P95議員個人の支出である。
71	"	コピー機リース料	144,690	137,456	95%	甲8-400~406	P83議員個人の支出である。
72	"	印刷機リース料	233,100	221,445	95%	甲8-407~413	P83議員個人の支出である。
73	"	複合機リース料	233,310	221,645	95%	甲8-414~419	P97議員個人の支出である。
74	"	レーザープリンタリース料	106,260	100,947	95%	甲8-420~429	P98議員個人の支出である。
75	"	複合機リース料	157,500	149,625	95%	甲8-430~438	P98議員個人の支出である。
76	"	PCリース料	122,220	116,109	95%	甲8-439~447	P98議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの事務用品費は全て政務調査活動に関する経費である。

77	"	コピー・印刷機リース料	338,940	321,993	95%	甲8-448 ~456	P98議員個人の支出である。
78	"	コピー機リース料	302,400	287,280	95%	甲8-457 ~460	P99議員個人の支出である。
79	"	複合機リース料	522,900	496,755	95%	甲8-461 ~473	P100議員個人の支出である。
80	"	複合機リース料	338,940	321,993	95%	甲8-474 ~489	P86議員個人の支出である。
81	"	事務機器リース料	277,305	263,440	95%	甲8-490 ~503	P87議員個人の支出である。
82	"	複合機リース料	99,540	94,563	95%	甲8-504 ~517	P88議員個人の支出である。
83	"	印刷機リース料	81,900	77,805	95%	甲8-518 ~531	P88議員個人の支出である。
84	"	複合機リース料	200,340	190,323	95%	甲8-532 ~544	P89議員個人の支出である。
85	"	複合機リース料	280,980	266,931	95%	甲8-545 ~548	P90議員個人の支出である。
86	"	複合機リース料	220,500	209,475	95%	甲8-549 ~557	P91議員個人の支出である。
87	"	印刷機リース料	102,060	96,957	95%	甲8-558 ~570	P92議員個人の支出である。
88	"	複合機・印刷機リース料	323,925	307,729	95%	甲8-571 ~581	P93議員個人の支出である。
89	"	複合機リース料	146,160	138,852	95%	甲8-582 ~589	P94議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費であるところ、P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないから、これらの事務用品費は全て政務調査活動に関する経費である。

90	その他の経費	車両リース代	441,000	220,500	50%	甲8-591 ~606	P102議員個人の支出である。	左記各費用に係る車両の使用のうち、約60%~70%は政務調査活動のために使用していることから、費用総額から50%の按分をした上で政務調査費を充当したものである。
91	"	車両リース代	464,964	232,482	50%	甲8-607 ~615	P98議員個人の支出である。	
92	"	車両リース代	214,200	107,100	50%	甲8-616 ~619	P99議員個人の支出である。	
93	"	車両リース代	274,575	137,288	50%	甲8-620 ~624	P85議員個人の支出である。	
94	"	車両リース代	630,000	315,000	50%	甲8-625 ~638	P88議員個人の支出である。	
95	"	車両リース代	504,000	252,000	50%	甲8-639 ~646	P93議員個人の支出である。	

(別紙3の3)

○補助参加人P3関係主張等一覧(平成20年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P3の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	研修費	研修費	257,000	257,000		甲9-5	P103議員個人のP104参加費であり私的活動である。また、4日のうち1日は観光である。	左記費用に係る海外研修は、労働組合関連の議員の団体の視察旅行に参加したものであるが、インドネシアの地方代表議会の議員との意見交換や工場見学、地震の影響と復興状況を調査するための遺跡の視察等を行ったものであり、これらは全て政務調査活動に該当するというべきである。(第1事件丙C3, 57-1)
2	"	研修会講師料	100,000	100,000		甲9-6	P105議員のP31ミニコンサート等参加であり政務調査には当たらない。	左記費用に係るミニコンサートは、P106の保存活動等と同様に、αの地域活性化活動の一つであって、演奏者も地域復興のための演奏活動をしている人であるところ、P105議員は出演料を支払ったものであるが、議員の上記活動は政務調査活動に該当する。(第1事件丙C4, 42-1)
3	資料作成費	資料作成費	100,000	100,000		甲9-12,13	P107議員の年賀状であり個人の後援会活動等である。	左記費用に係る資料の作成活動は、P107議員の市政相談等、政務調査活動に資することを目的とする広報活動の一環であり、左記費用について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C9, 44-1)
4	"	事務用品費	312,525	156,263	50%	甲9-15	P108議員個人の支出である。	左記費用に係る事務用品を用いて行った活動において、政務調査活動の方がその他の活動よりも多くの割合を占めているが、50%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C55-1)
5	"	コピー機リース代	56,280	56,280		甲9-16~18	P109議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、事務所に設置していたリースのコピー機であり、専ら政務調査活動のために使用したものである。なお、P109議員は、別の場所所在の第二事務所にもコピー機を有しており、同コピー機を他の活動のために使用していた。(第1事件丙C47-1・3)
6	"	コピー機リース代	28,140	28,140		甲9-20~22		
7	広報・広聴費	広報活動	56,511	56,511		甲9-33	P110議員の市政報告であるが2頁のうち1頁は後援会に関するものであり、2分の1の支出は違法である。補助参加人の主張は立証されていない。	左記の金額は、支出した印刷代金の全額について、政務調査活動と後援会活動に1/2ずつ按分した後の金額であり、領収証にも按分後の金額である56,511円を記載したものである。(第1事件丙C19, 46-1~3)
8	"	広報活動	56,511	56,511		甲9-57		
9	"	ハガキ購入	200,000	200,000		甲9-41	P107議員の年賀状であり個人の後援会活動等である。	左記費用に係るハガキを使用して行う活動は、P107議員の市政相談等、政務調査活動に資することを目的とする広報活動の一環であり、左記費用について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C9, 44-1)
10	"	ハガキ購入	200,000	200,000		甲9-42		
11	人件費	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-70,71		
12	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-100,101		
13	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-132,133		
14	"	政務調査のための補助員の 人件費	890,764	890,764		甲9-160,161		
15	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-167,168		
16	"	政務調査のための補助員の 人件費	163,497	163,497		甲9-194,195		
17	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-201,202		
18	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9-230,231		

19	"	政務調査のための補助員の 人件費	117,880	117,880		甲9-232
20	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9- 259,260
21	"	政務調査のための補助員の 人件費	112,880	112,880		甲9-261
22	"	政務調査のための補助員の 人件費	461,980	461,980		甲9- 289,290
23	"	政務調査のための補助員の 人件費	112,880	112,880		甲9-291
24	"	政務調査のための補助員の 人件費	967,421	967,421		甲9- 318,319
25	"	政務調査のための補助員の 人件費	458,645	458,645		甲9- 322,323
26	"	政務調査のための補助員の 人件費	118,800	118,800		甲9-324
27	"	政務調査のための補助員の 人件費	91,960	91,960		甲9-352
28	"	政務調査のための補助員の 人件費	458,645	458,645		甲9- 354,355
29	"	政務調査のための補助員の 人件費	176,501	176,501		甲9- 382,383
30	"	政務調査のための補助員の 人件費	458,645	458,645		甲9- 388,389
31	"	政務調査のための補助員の 人件費	458,645	458,645		甲9- 418,419
32	"	政務調査のための補助員の 人件費	346,400	346,400		甲9- 443,444
33	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-66
34	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-67
35	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-97
36	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-98
37	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-129
38	"	政務調査のための補助員の 人件費	135,000	108,000	80%	甲9-130
39	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-131
40	"	政務調査のための補助員の 人件費	135,000	108,000	80%	甲9-162
41	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-163
42	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-164
43	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-196
44	"	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-197

会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。

P113が雇用する職員は、会派控室において専ら政務調査活動に従事していることから、これら職員に係る人件費は全て政務調査費を充当することができる。

左記費用に係る職員は、P109議員が事務所に不在の場合に市政相

45	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-226
46	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-227
47	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-255
48	〃	政務調査のための補助員の 人件費	126,000	100,800	80%	甲9-256
49	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-286
50	〃	政務調査のための補助員の 人件費	137,700	110,160	80%	甲9-287
51	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-315
52	〃	政務調査のための補助員の 人件費	113,400	90,720	80%	甲9-316
53	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-349
54	〃	政務調査のための補助員の 人件費	119,700	95,760	80%	甲9-350
55	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-385
56	〃	政務調査のための補助員の 人件費	131,400	105,120	80%	甲9-386
57	〃	政務調査のための補助員の 人件費	85,000	68,000	80%	甲9-415
58	〃	政務調査のための補助員の 人件費	119,700	95,760	80%	甲9-416
59	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-68
60	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-99
61	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-128
62	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-147
63	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-165
64	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-198
65	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-228
66	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-257
67	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-285
68	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-317
69	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-351
70	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-371

P109議員個人の支出である。

談への対応を行うほか、行政への問合せや、相談者への付添い、書類作成等の業務も行っている。また、上記職員は、P109議員の政務調査に関し、市会質疑の資料作成や情報収集等の業務等も行っており、職員の事務所における業務のうち、その8割以上は政務調査に関する業務となっているものである。(第1事件丙C47-1)

P111議員個人の支出である。

事務員として雇用した左記費用に係る職員は、後援会活動や政治活動には一切従事しておらず、専ら政務調査活動に従事していた。なお、政務調査活動以外の活動拠点は自宅又は役員宅に設置していたものである。(第1事件丙C36, 45-1)

71	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-381		
72	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000		甲9-414		
73	"	政務調査のための補助員の 人件費	300,000	240,000	80%	甲9-69	P112議員個人の支出である。	左記費用に関し、政務調査の補助及び市民相談等の受付・調整等に 従事する職員を1名雇用していたものである。同職員は、会議資料のコ ピー等、後援会活動の補助のうち軽微なものにしか従事しておらず、そ の業務の80%は政務調査活動の補助業務であったものである。(第1 事件丙C53-1)
74	"	政務調査のための補助員の 人件費	107,000	85,600	80%	甲9-96		
75	"	政務調査のための補助員の 人件費	300,000	240,000	80%	甲9-102		
76	"	政務調査のための補助員の 人件費	148,500	118,800	80%	甲9-127		
77	"	政務調査のための補助員の 人件費	190,500	152,400	80%	甲9-148		
78	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-169		
79	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-200		
80	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-229		
81	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-258		
82	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-288		
83	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-325		
84	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-353		
85	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-387		
86	"	政務調査のための補助員の 人件費	280,000	224,000	80%	甲9-417		
87	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-72	P103議員個人の支出である。	左記費用に係る職員について、P103議員は、同職員が政務調査活動 のみに従事していたと認識しているものの、政務調査費の按分率は8 0%としたものである。(第1事件丙C57-1)
88	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-109		
89	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-134		
90	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-176		
91	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-206		
92	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-237		
93	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-269		
94	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-292		
95	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-333		
96	"	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-361		

97	〃	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-391		
98	〃	政務調査のための補助員の 人件費	200,000	160,000	80%	甲9-420		
99	〃	政務調査のための補助員の 人件費	250,000	250,000		甲9-175	P103議員個人の支出である。	左記費用は職員の賞与であるところ、P103議員は、当初その全額について政務調査費を充当していたものの、その80%を政務調査活動の分として按分することとし、その余の20%に当たる各5万円は他の活動の分であることを認め、大阪市に対して返還したものである。
100	〃	政務調査のための補助員の 人件費	250,000	250,000		甲9-320		
101	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,679	278,679		甲9-73	P110議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務は、事務所へ来所した者による市政に対する意見や要望への対応が主たるものであり、P110議員の後援会活動は別途後援会役員が行っている。なお、事務所には「P101党ε支部事務所」の古い看板が掛けられているが、この看板は同事務所をP110議員が使用する前から掛かっていたものであり、P110議員が同事務所において政党活動をしているわけではない。(第1事件丙C46-1)
102	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,679	278,679		甲9-103		
103	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,679	278,679		甲9-135		
104	〃	政務調査のための補助員の 人件費	225,626	225,626		甲9-166		
105	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,629	278,629		甲9-170		
106	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,679	278,679		甲9-210		
107	〃	政務調査のための補助員の 人件費	51,301	51,301		甲9-225		
108	〃	政務調査のための補助員の 人件費	279,104	279,104		甲9-233		
109	〃	政務調査のための補助員の 人件費	279,104	279,104		甲9-262		
110	〃	政務調査のための補助員の 人件費	279,104	279,104		甲9-293		
111	〃	政務調査のための補助員の 人件費	225,880	225,880		甲9-321		
112	〃	政務調査のための補助員の 人件費	279,104	279,104		甲9-329		
113	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,799	278,799		甲9-362		
114	〃	政務調査のための補助員の 人件費	52,180	52,180		甲9-384		
115	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,799	278,799		甲9-390		
116	〃	政務調査のための補助員の 人件費	278,679	278,679		甲9-421		
117	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-74		
118	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-75		
119	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-76		
120	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-104		
121	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-105		
122	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-106		

123	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-136
124	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-137
125	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-138
126	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-171
127	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-172
128	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-173
129	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-203
130	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-204
131	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-205
132	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-234
133	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-235
134	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-236
135	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-263
136	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-264
137	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-265
138	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-294
139	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-295
140	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-296
141	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-326
142	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-327
143	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-328
144	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-356
145	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-357
146	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-358
147	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-393
148	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-394

P114議員個人の支出である。

左記費用は、職員の業務のうち政務調査活動の分に対し10万円を支給したものであり、政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C58-1)

149	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-395	
150	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-422	
151	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-423	
152	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-424	
153	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-77	P115議員個人の支出である。 P115議員の日常活動における政務調査活動以外の活動、すなわち、 後援会活動、党活動及び政務調査活動以外の議員活動の比率は少な い上、左記費用に係る職員が勤務する事務所において政務調査活動以 外の活動は行っていないから、左記費用について政務調査費を充当す ることができる。(第1事件丙C51-1)
154	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-110	
155	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-139	
156	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-174	
157	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-207	
158	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-238	
159	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-266	
160	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-297	
161	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-330	
162	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-363	
163	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-396	
164	〃	政務調査のための補助員の 人件費	130,000	130,000	甲9-425	
165	〃	政務調査のための補助員の 人件費	60,000	60,000	甲9-78	
166	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-79	
167	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-107	
168	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-108	
169	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-140	
170	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-141	
171	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-177	
172	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-178	
173	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-208	
174	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-209	

175	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-239	P116議員個人の支出である。	左記費用に係る職員のうち、1名は政務調査活動を行うために常時事務所に出勤し、午前9時から午後6時までを常勤とする者であり、もう1名については政務調査活動の実働時間によって時給を算定しているものであるから、左記費用はいずれも政務調査活動の補助業務の対価として政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C54-1)
176	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-240		
177	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-267		
178	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-268		
179	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-298		
180	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-299		
181	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-331		
182	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-332		
183	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-359		
184	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-360		
185	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-397		
186	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-398		
187	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	180,000	甲9-426		
188	〃	政務調査のための補助員の 人件費	160,000	160,000	甲9-427		
189	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-80	P117議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、資料の収集や住民からの意見聴取等、政務調査活動の補助業務に従事するほか、他の活動にも一部従事していたものの、左記金額は政務調査活動の補助業務に対する給与額であり、P117議員は、上記職員に対し、他の活動に対する給与として別途月額2万円の給与を支払っているものである。(第1事件丙C56-1・2)
190	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-113		
191	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-142		
192	〃	政務調査のための補助員の 人件費	232,000	232,000	甲9-179		
193	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-216		
194	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-241		
195	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-271		
196	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-305		
197	〃	政務調査のための補助員の 人件費	232,000	232,000	甲9-338		
198	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-366		
199	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-403		
200	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,000	132,000	甲9-428		

201	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-81	P117議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、資料の収集や住民からの意見聴取等、政務調査活動の補助業務にのみ従事していたものであり、給与全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C56-1)
202	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-118		
203	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-143		
204	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-180		
205	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-217		
206	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-242		
207	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-272		
208	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-306		
209	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-339		
210	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-367		
211	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-404		
212	〃	政務調査のための補助員の 人件費	150,000	150,000		甲9-429		
213	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-94	P117議員個人の支出である。	左記費用は、P117議員の市政報告を各戸配布した際の人件費であるから、全額政務調査活動費を充当することができるものである。(第1事件丙C56-1・3)
214	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-95		
215	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-82	P118議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、事務所において、政務調査活動以外の活動、すなわち政党活動や後援会活動をほとんど行っておらず、議員の政務調査活動の補助に専ら従事していたものであるが、通りすがりに事務所に来た住民にお茶を出したり話し相手になったりする場合や、事務所に挨拶のため訪れた来客対応の場合、文具を買ったり郵便局に行くために外出する場合等、政務調査活動との関連性が直接的とまではいえない業務にも従事していることを考慮して、90%の按分を行った上で人件費に政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C48-1)
216	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-119		
217	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-144		
218	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-181		
219	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-218		
220	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-243		
221	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-273		
222	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-302		
223	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-344		
224	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-368		
225	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-405		
226	〃	政務調査のための補助員の 人件費	230,000	207,000	90%	甲9-430		

227	〃	政務調査のための補助員の 人件費	133,840	93,688	70%	甲9-83	P119議員個人の支出である。	左記費用に係る職員2名は、主に政務調査活動の補佐業務に従事しており、後援会活動の補助業務としては、年に3回開催される集会の名簿作りと電話連絡程度であったから、政務調査活動とその他の活動の割合を7対3とするのが相当である。(第1事件丙C52-1)
228	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-84		
229	〃	政務調査のための補助員の 人件費	124,040	86,828	70%	甲9-111		
230	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-112		
231	〃	政務調査のための補助員の 人件費	126,440	88,508	70%	甲9-145		
232	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-146		
233	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-182		
234	〃	政務調査のための補助員の 人件費	138,840	97,188	70%	甲9-183		
235	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	70,000	70%	甲9-199		
236	〃	政務調査のための補助員の 人件費	112,240	78,568	70%	甲9-213		
237	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-214		
238	〃	政務調査のための補助員の 人件費	115,440	80,808	70%	甲9-244		
239	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-245		
240	〃	政務調査のための補助員の 人件費	126,840	88,788	70%	甲9-274		
241	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-275		
242	〃	政務調査のための補助員の 人件費	113,640	79,548	70%	甲9-307		
243	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-308		
244	〃	政務調査のための補助員の 人件費	218,840	153,188	70%	甲9-336		
245	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-337		
246	〃	政務調査のための補助員の 人件費	120,040	84,028	70%	甲9-369		
247	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-370		
248	〃	政務調査のための補助員の 人件費	113,640	79,548	70%	甲9-406		
249	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-407		
250	〃	政務調査のための補助員の 人件費	132,840	92,988	70%	甲9-431		
251	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	126,000	70%	甲9-432		
252	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	162,000	90%	甲9-85		

253	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	162,000	90%	甲9-120	P120議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、P120議員に代わって市政相談の対応等に 従事している。P120議員の後援会は名目上存在しているが、実際には 形骸化しているため、P120議員の活動は、そのほぼ全てが政務調査 活動であるといえる。したがって、按分率を90%としたことは 相当である。(丙C49-1)
254	〃	政務調査のための補助員の 人件費	180,000	162,000	90%	甲9-149		
255	〃	政務調査のための補助員の 人件費	73,000	65,700	90%	甲9-270		
256	〃	政務調査のための補助員の 人件費	70,000	63,000	90%	甲9-392		
257	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-86	P23議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務において、P101党η区支部の活動(政党 に関する活動)に係る業務が占める割合は2%程度であり、その余は市 政相談の受付や電話対応、パソコンでのチェック業務等、政務調査活動 に係る業務に従事しているものであって、按分率は98%とするのが相 当である。(第1事件丙C60-1)
258	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-114		
259	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-150		
260	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-184		
261	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-211		
262	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-246		
263	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-276		
264	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-300		
265	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-334		
266	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-364		
267	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-399	P23議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、後援会の来客対応や各方面への文書作成業 務に従事していたため、全業務のうち10%は後援会活動に係る業務で あると判断し、その余の90%が政務調査活動に係る業務であるとした。 なお、同職員は、政党活動に係る業務には従事していなかった。(第1事 件丙C60-1)
268	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	78,400	98%	甲9-434		
269	〃	政務調査のための補助員の 人件費	84,400	75,960	90%	甲9-87		
270	〃	政務調査のための補助員の 人件費	82,800	74,520	90%	甲9-115		
271	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	72,000	90%	甲9-151		
272	〃	政務調査のための補助員の 人件費	76,800	69,120	90%	甲9-185		
273	〃	政務調査のための補助員の 人件費	68,800	61,920	90%	甲9-212		
274	〃	政務調査のための補助員の 人件費	76,800	69,120	90%	甲9-247		
275	〃	政務調査のための補助員の 人件費	76,800	69,120	90%	甲9-277		
276	〃	政務調査のための補助員の 人件費	83,200	74,880	90%	甲9-301		
277	〃	政務調査のための補助員の 人件費	76,800	69,120	90%	甲9-335		
278	〃	政務調査のための補助員の 人件費	70,400	63,360	90%	甲9-365		

279	〃	政務調査のための補助員の 人件費	75,200	67,680	90%	甲9-400				
280	〃	政務調査のための補助員の 人件費	79,200	71,280	90%	甲9-433				
281	〃	政務調査のための補助員の 人件費	183,000	183,000		甲9-88	P108議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、専ら政務調査活動に係る業務に従事していた ものである。(第1事件丙C55-1)		
282	〃	政務調査のための補助員の 人件費	182,500	182,500		甲9-121				
283	〃	政務調査のための補助員の 人件費	209,200	209,200		甲9-152				
284	〃	政務調査のための補助員の 人件費	198,700	198,700		甲9-186				
285	〃	政務調査のための補助員の 人件費	163,000	163,000		甲9-219				
286	〃	政務調査のための補助員の 人件費	182,500	182,500		甲9-248				
287	〃	政務調査のための補助員の 人件費	207,300	207,300		甲9-278				
288	〃	政務調査のための補助員の 人件費	167,300	167,300		甲9-309				
289	〃	政務調査のための補助員の 人件費	204,900	204,900		甲9-345				
290	〃	政務調査のための補助員の 人件費	165,800	165,800		甲9-372				
291	〃	政務調査のための補助員の 人件費	171,100	171,100		甲9-408				
292	〃	政務調査のための補助員の 人件費	187,300	187,300		甲9-435				
293	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-89			P108議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、政務調査活動以外の活動に係る業務にも従 事していたため、政務調査活動に係る業務の対価として10万円を支 払ったものである。(第1事件丙C55-1)
294	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-122				
295	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-153				
296	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-187				
297	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-220				
298	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-249				
299	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-279				
300	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-310				
301	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-346				
302	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-373				
303	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-409				
304	〃	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-436				

305	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-90	P121議員個人の支出である。	左記費用に係る職員2名は、市政相談に関する業務に従事していたが、後援会関係の宛名書き業務を補助することもあったため、人件費について80%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。なお、P121議員の事務所においては、上記2名の他に、1週間に1回程度出勤して後援会活動に係る業務に従事する職員を雇用していた。(第1事件丙C43-1)
306	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-91		
307	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-123		
308	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-124		
309	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-154		
310	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-155		
311	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-188		
312	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-189		
313	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-215		
314	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-250		
315	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-280		
316	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-303		
317	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-304		
318	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-340		
319	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-341		
320	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-374		
321	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-375		
322	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-376		
323	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-410		
324	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-411		
325	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-437		
326	〃	政務調査のための補助員の 人件費	80,000	64,000	80%	甲9-438		
327	〃	政務調査のための補助員の 人件費	220,120	176,096	80%	甲9-92	左記費用に係る職員は、主として相談の受付やP105議員のスケ	
328	〃	政務調査のための補助員の 人件費	117,600	94,080	80%	甲9-93		
329	〃	政務調査のための補助員の 人件費	260,120	208,096	80%	甲9-125		
330	〃	政務調査のための補助員の 人件費	112,400	89,920	80%	甲9-126		

331	"	政務調査のための補助員の 人件費	260,120	208,096	80%	甲9-156	P105議員個人の支出である。	ジュール管理に従事する女性事務員と、相談案件処理や政策策定資料 収集・要望・アンケートのまとめ、広報並びにブログ制作等の業務に従 事する男性事務員であるところ、事務所において後援会活動や政治活 動に割かれている時間はほとんど無いが、政務調査費の用途について 厳格さが要求されていることに鑑み、人件費の20%を政務調査活動以 外の活動に対する対価であるとして、人件費の80%についてのみ政務 調査費を充当することとしたものである。(第1事件丙C42-1)
332	"	政務調査のための補助員の 人件費	112,000	89,600	80%	甲9-157		
333	"	政務調査のための補助員の 人件費	260,120	208,096	80%	甲9-190		
334	"	政務調査のための補助員の 人件費	170,400	136,320	80%	甲9-191		
335	"	政務調査のための補助員の 人件費	260,120	208,096	80%	甲9-221		
336	"	政務調査のための補助員の 人件費	95,200	76,160	80%	甲9-222		
337	"	政務調査のための補助員の 人件費	220,120	176,096	80%	甲9-251		
338	"	政務調査のための補助員の 人件費	122,000	97,600	80%	甲9-252	P105議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、主として相談の受付やP105議員のスケ ジュール管理に従事する女性事務員と、相談案件処理や政策策定資料 収集・要望・アンケートのまとめ、広報並びにブログ制作等の業務に従 事する男性事務員であるところ、事務所において後援会活動や政治活 動に割かれている時間はほとんど無いが、政務調査費の用途について 厳格さが要求されていることに鑑み、人件費の20%を政務調査活動以 外の活動に対する対価であるとして、人件費の80%についてのみ政務 調査費を充当することとしたものである。(第1事件丙C42-1)
339	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-281		
340	"	政務調査のための補助員の 人件費	123,200	98,560	80%	甲9-282		
341	"	政務調査のための補助員の 人件費	103,600	82,880	80%	甲9-311		
342	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-312		
343	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-347		
344	"	政務調査のための補助員の 人件費	156,400	125,120	80%	甲9-348		
345	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-377		
346	"	政務調査のための補助員の 人件費	112,000	89,600	80%	甲9-378		
347	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-401		
348	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,800	80,640	80%	甲9-402		
349	"	政務調査のための補助員の 人件費	160,120	128,096	80%	甲9-439		
350	"	政務調査のための補助員の 人件費	114,800	91,840	80%	甲9-440		
351	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-116		
352	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-117		
353	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-158		
354	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-159		
355	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-192		
356	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000		甲9-193		

357	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-223
358	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-224
359	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-253
360	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-254
361	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-283
362	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-284
363	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-313
364	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-314
365	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-342
366	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-343
367	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-379
368	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-380
369	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-412
370	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-413
371	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-441
372	"	政務調査のための補助員の 人件費	100,000	100,000	甲9-442
373	事務・ 事務所	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 449,450
374	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 469,470
375	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 489,490
376	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 509,510
377	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 535,536
378	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 559,560
379	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 582,583
380	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9- 607,608
381	"	事務所賃借料	128,000	128,000	甲9-628 ~630
382	"	事務所賃借料	64,000	64,000	甲9-676 ~678

P107議員個人の支出である。

左記費用に係る職員は、専ら政務調査活動に係る業務に従事している。(第1事件丙C44-1)

P110議員個人の支出である。

P110議員の事務所は市政相談所として開設され、市政相談所として機能しているものであり、後援会活動は別途役員宅で行っていることから、事務所賃料の全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C46-1)

383	"	事務所賃借料	64,000	64,000		甲9-701 ~703		
384	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-451	P120議員個人の支出である。	P120議員の活動は、そのほぼ全てが政務調査活動であり、左記費用に係る事務所における活動もそのほぼ全てが政務調査活動であることから、按分率を90%としたものである。(第1事件丙C49-1)
385	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-471		
386	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-491		
387	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-514		
388	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-540		
389	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-561		
390	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-588		
391	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-612		
392	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-634		
393	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-653		
394	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-679		
395	"	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲9-707		
396	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-452,453		
397	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-473,474		
398	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-493,494		
399	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-516,517		
400	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-542,543		
401	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-566,567		
402	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-590,591		
403	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-614,615		
404	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-639,640		
405	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-657,658		
406	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-686,687		
407	"	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲9-709,710		
408	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-454	P123議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、市政活動の拠点として、政務調査活動のためだけに使用しており、政治活動や政党活動は党事務所における活動が中心であり、後援会活動は自宅において行っていることから、賃料全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C50-1)
409	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-472		
410	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-492		
411	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-515		
412	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-541		
413	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-565		
414	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-589		
415	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-613		
416	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-635		
417	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-659		
418	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-683		
419	"	事務所賃借料	200,000	200,000		甲9-719		
420	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-455,456		

421	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-480,481	P124議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所全体の面積に占める政務調査活動に関わる物品の面積が90%を超えることや、事務所における業務時間全体に占める政務調査活動に係る業務時間の割合が90%であることから、賃料について90%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C59-1)
422	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-501,202		
423	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-518,519		
424	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-544,545		
425	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-574,575		
426	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-599,600		
427	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-636,637		
428	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-667,668		
429	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-699,700		
430	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-711,712		
431	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲9-725,726		
432	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-457	P111議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、後援会や政治活動のためには一切使用しておらず、専ら政務調査活動のために使用していたものである。(第1事件丙C45-1)
433	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-482		
434	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-495		
435	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-520		
436	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-552		
437	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-576		
438	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-596		
439	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-617		
440	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-638		
441	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-660		
442	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-685		
443	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲9-716	P23議員個人の支出である。	左記費用に係るP23議員の事務所は、市政相談事務所として来所や電話による相談への対応を行うことを主たる活動としており、他に、党の支部として登録していることによる連絡等の電話に係る活動が3%、後援会活動に係る連絡等の活動が10%行われていることから、賃料の87%について政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C60-1)
444	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-458		
445	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-475		
446	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-498		
447	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-523		
448	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-548		
449	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-571		
450	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-592		
451	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-616		
452	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-643		
453	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-661		
454	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-688		
455	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲9-713		
456	"	印刷封筒代	69,300	69,300		甲9-529	P23議員個人の支出である。	左記費用は、市政報告用と後援会使用分とを併せて作成した封筒に係る費用138,600円について、政務調査費扱いと後援会扱いの2枚に分け、それぞれ69,300円の領収証の発行を受けたものであり、全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C60-1・2)

457	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-459,460	P114議員個人の支出である。	P114議員は、政務調査活動で最低限必要な事務所を借りていたものであり、左記費用はその賃料である。(第1事件丙C58-1)
458	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-476,477		
459	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-496,497		
460	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-521,522		
461	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-546,547		
462	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-569,570		
463	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-593,594		
464	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-620,621		
465	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-641,642		
466	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-662,663		
467	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-689,690		
468	"	事務所賃借料	175,000	175,000		甲9-714,715		
469	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-461,462		
470	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-478,479		
471	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-499,500		
472	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-524,525		
473	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-549,550		
474	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-572,573		
475	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-597,598		
476	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-618,619		
477	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-644,645		
478	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-664,665		
479	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-691,692		
480	"	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲9-717,718		

481	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-463	P117議員個人の支出である。	P117議員は、2階建て建物の1階部分を政務調査活動のために使用しているところ、左記の月額7万円は同建物の1階部分の賃料であって、政務調査費を充当することができる。なお、同建物の2階部分は後援会活動のために使用しており、その賃料は後援会から支出している。(第1事件丙C56-1・5・6・7・8)
482	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-485		
483	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-503		
484	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-530		
485	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-556		
486	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-577		
487	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-602		
488	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-625		
489	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-651		
490	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-671		
491	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-694		
492	"	事務所賃借料	70,000	70,000		甲9-723		
493	"	郵送代	166,785	166,785		甲9-650	P117議員個人の支出である。	左記費用は、P117議員が毎年新年に一年間の市政活動を報告するとともに翌年の展望を記載した文書を郵送しているところ、その文書の郵送に使用した切手代であって、広報活動に係る費用として政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C56-1・4)
494	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-464	P115議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、後援会活動や政党活動等の政務調査活動以外の活動は行っておらず、賃料の全額について政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C51-1)
495	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-484		
496	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-505		
497	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-528		
498	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-554		
499	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-584		
500	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-601		
501	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-622		
502	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-649		
503	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-670		
504	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-693		
505	"	事務所賃借料	120,000	120,000		甲9-720		
506	"	事務所修繕費	76,000	76,000		甲9-527		
507	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-465	P118議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、主に政務調査活動を行っていたものの、直接的には政務調査活動とはいえない来客等への対応をすることはあるし、事務所内の壁にはP118議員以外の他の政治関係者のポスター等も多少貼っており、また、事務所内には冷蔵庫やテレビ等の備品も置かれていることから、政務調査費の充当は賃料の90%にとどめたものである。(第1事件丙C48-1)
508	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-486		
509	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-504		
510	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-531		
511	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-557		
512	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-578		
513	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-603		
514	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-623		
515	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-652		
516	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-672		
517	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-695		
518	"	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲9-724		
519	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-466	P121議員個人の支出である。	P121議員は、事務所内の一部を間仕切りして専ら政務調査活動用に使用しているところ、80,000円はその部分の賃料であり、金額も相当であって、政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C38, 43-1~6)
520	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-487		
521	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-506		
522	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-532		
523	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-555		
524	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-579		
525	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-604		
526	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-624		
527	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-646		
528	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-674		
529	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-696		
530	"	事務所賃借料	80,000	80,000		甲9-727		

531	"	事務所電気代	96,223	76,978	80%	甲9-551	P121議員個人の支出である。	P121議員の事務所が置かれている建物は、1階部分と2階部分とで電気メーターが別個に設置されているが、1階部分には多目的集会所として使用されている部分があるため、1階部分を政務調査活動に使用した割合が80%であるとして、1階部分の電気代について80%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C43-1・7~9)
532	"	事務所電気代	67,127	53,702	80%	甲9-568		
533	"	事務所電気代	84,277	67,422	80%	甲9-666		
534	"	事務所電気代	74,767	59,814	80%	甲9-684		
535	"	事務所電気代	64,368	51,494	80%	甲9-708		
536	"	光熱水費	68,072	54,458	80%	甲9-526	P121議員個人の支出である。	P121議員の事務所が置かれている建物の2階部分及び3階部分は議員の自宅であるところ、水道のみ自宅と事務所の共用であるため20%マイナスとし、水道代について80%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C43-1)
537	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-467	P107議員個人の支出である。	P107議員は、事務所1階を政務調査とその他の活動に使用し、2階部分を専ら政務調査活動用に使用しているところ、左記100,000円は2階部分の賃料であるから、政務調査費を充当することができる。(第1事件丙C37, 44-1)
538	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-483		
539	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-507		
540	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-533		
541	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-558		
542	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-580		
543	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-605		
544	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-626		
545	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-647		
546	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-675		
547	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-697		
548	"	事務所賃借料	100,000	100,000		甲9-728		
549	"	事務所賃借料	73,500	58,800	80%	甲9-468	P112議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所において、主に市政相談等の政務調査活動を行っており、後援会活動等は業務時間のうち2割程度しか行っていないため、賃料について8割の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第1事件丙C53-1)
550	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-488		
551	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-508		
552	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-534		
553	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-553		
554	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-581		
555	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-606		
556	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-627		
557	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-648		
558	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-669		
559	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-698		
560	"	事務所賃借料	73,815	59,052	80%	甲9-721		
561	"	デジカメ代	81,760	65,408	80%	甲9-673		
562	"	パソコン代	168,800	135,040	80%	甲9-722	P112議員個人の支出である。	左記費用に係るパソコンは、事務員専用のパソコンであり、政務調査活動に係る業務以外には使用することは少なかったものである。(第1事件丙C53-1)
563	"	パソコン代	227,600	182,080	80%	甲9-595	P109議員個人の支出である。	左記費用に係るパソコンは、市議会質疑のための資料作成や、市民相談の情報収集、政務調査に関するニュース作成、メール等による市民との意見交換等のために使用しており、同パソコンを使用する業務の8割以上は政務調査活動に当たる。(第1事件丙C47-1)

564	"	車輛リース代	304,678	182,807	60%	甲9-511 ~513	P109議員個人の支出である。	左記費用に係る車両は、専ら政務調査に関しての移動や現地実態調査を行う際、電車等での移動では不便な場合に使用しているものであるが、按分率は控えめに6割としたものである。なお、P109議員は自家用車としてもう1台車を所有しており、議員の個人的な用途には自家用車を使用している。(第1事件丙C47-1・2)
565	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲537~ 539		
566	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-562 ~564		
567	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-585 ~587		
568	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-609 ~611		
569	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-631 ~633		
570	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-654 ~656		
571	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-680 ~682		
572	"	車輛リース代	152,339	91,403	60%	甲9-704 ~706		

(別紙3の4)

○補助参加人P5関係主張等一覧(平成20年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P5の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	人件費	事務局市政調査員4月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-31	<p>市政調査員は、議員が行う政務調査を補助する職員であり、調査員として選挙活動や政党活動、後援会活動等を行っていないから、人件費の全額について政務調査費を充当することができる。</p>	
2	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	282,739	282,739		甲10-34		
3	"	事務局市政調査員労働保険料事業主負担分	533,078	533,078		甲10-36		
4	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	282,739	282,739		甲10-38		
5	"	事務局市政調査員5月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-39		
6	"	事務局市政調査員6月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-45		
7	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	282,739	282,739		甲10-46		
8	"	事務局市政調査員夏一時金支給	3,018,195	3,018,195		甲10-48		
9	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	282,739	282,739		甲10-51		
10	"	事務局市政調査員7月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-53		
11	"	通勤定期代6ヶ月	208,650	208,650		甲10-54		<p>会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。</p> <p>事務局市政調査員の交通費であり、本件用途基準等という人件費に含まれる。</p>
12	"	事務局市政調査員8月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-57	<p>市政調査員は、議員が行う政務調査を補助する職員であり、調査員として選挙活動や政党活動、後援会活動等を行っていないから、人件費の全額について政務調査費を充当することができる。</p>	
13	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分夏一時金分含む	653,009	653,009		甲10-58		
14	"	事務局市政調査員9月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-62		
15	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	282,739	282,739		甲10-64		
16	"	事務局市政調査員10月給与	2,096,815	2,096,815		甲10-67		
17	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	289,304	289,304		甲10-69		
18	"	事務局市政調査員11月給与	1,661,754	1,661,754		甲10-72		
19	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	215,154	215,154		甲10-74		
20	"	事務局市政調査員冬一時金支給	4,136,045	4,136,045		甲10-77		
21	"	事務局市政調査員12月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-78		
22	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	289,304	289,304		甲10-80	<p>会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。</p> <p>市政調査員は、議員が行う政務調査を補助する職員であり、調査員として選挙活動や政党活動、後援会活動等を行っていないから、人件費の全額について政務調査費を充当することができる。</p>	
23	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分冬一時金分含む	811,065	811,065		甲10-83		
24	"	事務局市政調査員1月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-84		
25	"	事務局市政調査員2月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-88		
26	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	289,304	289,304		甲10-90		
27	"	事務局市政調査員3月給与	2,235,700	2,235,700		甲10-93		
28	"	事務局市政調査員社保料事業主負担分	289,304	289,304		甲10-94		
29	"	市政調査員4月給与	2,294,950	2,294,950		甲10-32,33		

30	〃	市政調査員社保料事業主負担分	192,661	192,661	甲10-35
31	〃	市政調査員労働保険事業主負担分	392,819	392,819	甲10-37
32	〃	市政調査員5月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-40,41
33	〃	市政調査員社保料事業主負担分	196,575	196,575	甲10-42
34	〃	市政調査員6月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-43,44
35	〃	市政調査員社保料事業主負担分	196,575	196,575	甲10-47
36	〃	市政調査員7月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-49,50
37	〃	市政調査員社保料事業主負担分	196,575	196,575	甲10-52
38	〃	市政調査員8月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-55,56
39	〃	市政調査員社保料事業主負担分	196,575	196,575	甲10-59
40	〃	市政調査員9月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-60,61
41	〃	市政調査員社保料事業主負担分	199,569	199,569	甲10-63
42	〃	市政調査員10月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-65,66
43	〃	市政調査員社保料事業主負担分	205,311	205,311	甲10-68
44	〃	市政調査員11月給与	2,304,950	2,304,950	甲10-70,71
45	〃	市政調査員社保料事業主負担分	205,311	205,311	甲10-73
46	〃	市政調査員12月給与	2,354,950	2,354,950	甲10-75,76
47	〃	市政調査員社保料事業主負担分	205,311	205,311	甲10-79
48	〃	市政調査員1月給与	2,334,950	2,334,950	甲10-81,82
49	〃	市政調査員社保料事業主負担分	203,898	203,898	甲10-85
50	〃	市政調査員2月給与	2,284,950	2,284,950	甲10-86,87
51	〃	市政調査員社保料事業主負担分	223,853	223,853	甲10-89
52	〃	市政調査員3月給与	2,284,950	2,284,950	甲10-91,92
53	〃	市政調査員社保料事業主負担分	184,994	184,994	甲10-95
54	事務・事務所	パソコンウイルスソフト18台分	135,450	135,450	甲10-100,101
55	〃	コピートナーキット代 送料含む	86,310	86,310	甲10-102

議員個人の支出である。

各議員に関する支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。

議員個人の支出である。

各議員に関する支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。

56	"	ファックスリース料	57,960	57,960		甲10-105~108		
57	"	トナーカートリッジ・用紙・文具等購入費	78,912	78,912		甲10-111		会派に係る支出であり、会派としての政務調査活動に使用したものである。
58	"	パソコンプリンター定着ユニット取替修理代	115,815	115,815		甲10-112		
59	"	コピートナーキット代金送料含む	86,310	86,310		甲10-113		
60	"	トナーカートリッジ・事務用品等購入代	103,444	103,444		甲10-114		会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。
61	"	トナーカートリッジ・用紙等購入費	66,433	66,433		甲10-115		
62	"	コピートナーキット代金送料含む	91,350	91,350		甲10-116		議員控室において会派として使用したものである。
63	"	ファックストナー・用紙等購入費	62,275	62,275		甲10-117		議員控室において会派として使用したものである。
64	"	資料調査・検索性パソコン	64,705	64,705		甲10-118		議員控室の議員の机の上に設置されていたパソコンに係る費用である。
65	"	トナーカートリッジ・用紙等購入費	59,200	59,200		甲10-120		
66	"	ETカートリッジ・用紙等購入費	131,948	131,948		甲10-121		会派に係る支出であり、会派としての政務調査活動に使用したものである。
67	"	コピートナーキット代金送料含む	86,310	86,310		甲10-122		
68	"	資料調査・検索性パソコン	69,800	69,800		甲10-123		
69	"	トナーカートリッジ・用紙代等	93,571	93,571		甲10-124		
70	"	セキュリティソフト更新代	113,400	113,400		甲10-125,126		
71	"	文書資料保存・整理用ドキュメントスキャナー設置料	811,020	811,020		甲10-127		
72	"	印刷機保守料・用紙代など	143,829	143,829		甲10-128		会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。
73	"	コピートナーキット代金	85,680	85,680		甲10-129,130		会派に係る支出であり、会派としての政務調査活動に使用したものである。
74	"	用紙購入費	54,400	54,400		甲10-133,134		
75	"	コピー機リース料	749,700	749,700		甲10-156~163		
76	"	P127印刷機保守契約料	63,000	56,700	90%	甲10-103,104		P126議員個人の支出である。
77	"	印刷機保守料	68,460	68,460		甲10-109,110		P128議員個人の支出である。
78	"	P128事務所コピー保守延長料	68,250	68,250		甲10-119		P128議員個人の支出である。
79	"	P127印刷インク・マスター代	70,560	63,504	90%	甲10-131,132		P126議員個人の支出である。
80	"	P128事務所印刷機リース料	207,900	207,900		甲10-135~142		P128議員個人の支出である。

81	"	P129事務所電話機リース料	132,300	119,070	90%	甲10-143~148	P129議員個人の支出である。	議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。
82	"	P129事務所コピー機リース料	388,080	349,272	90%	甲10-149~153	P129議員個人の支出である。	
83	"	P127コピー機リース料	182,700	164,430	90%	甲10-154,155	P126議員個人の支出である。	
84	"	P131コピー機リース料	451,080	451,080		甲10-164~178	P130議員個人の支出である。	
85	"	P133印刷機リース料	157,500	157,500		甲10-179~192	P132議員個人の支出である。	
86	"	P134事務所コピー機リース料	126,000	126,000		甲10-193~196	P134議員個人の支出である。	
87	"	P136コピー機リース料	119,700	71,820	60%	甲10-197~199	P135議員個人の支出である。	
88	"	P137事務所4月分賃料	75,000	75,000		甲10-200,201	P137議員個人の支出である。	P137議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P137議員は、3階建ての建物の1階の20㎡部分をP20党P138地区委員会から賃借しているが、同議員の事務所の入口は同委員会の入口とは別個になっており、建物内部も壁で仕切られていて、同議員は上記事務所を専ら政務調査活動のために使用している。
89	"	P137事務所5月分賃料	75,000	75,000		同上		
90	"	P137事務所6月分賃料	75,000	75,000		同上		
91	"	P137事務所7月分賃料	75,000	75,000		同上		
92	"	P137事務所8月分賃料	75,000	75,000		同上		
93	"	P137事務所9月分賃料	75,000	75,000		同上		
94	"	P137事務所10月分賃料	75,000	75,000		同上		
95	"	P137事務所11月分賃料	75,000	75,000		同上		
96	"	P137事務所12月分賃料	75,000	75,000		同上		
97	"	P137事務所1月分賃料	75,000	75,000		同上		
98	"	P137事務所2月分賃料	75,000	75,000		同上		
99	"	P137事務所3月分賃料	75,000	75,000		同上		
100	"	P134事務所4月分賃料	105,000	105,000		甲10-202~204	P134議員個人の支出である。	P134議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P134議員は、第三者が所有する2階建ての建物を賃借しているところ、同建物の1階部分の炊事場に「○」の地域配達員向けの棚が置かれているものの、同建物を専ら政務調査活動を行うための事務所として使用している。
101	"	P134事務所5月分賃料	105,000	105,000		同上		
102	"	P134事務所6月分賃料	105,000	105,000		同上		
103	"	P134事務所7月分賃料	105,000	105,000		同上		
104	"	P134事務所8月分賃料	105,000	105,000		同上		
105	"	P134事務所9月分賃料	105,000	105,000		同上		
106	"	P134事務所10月分賃料	105,000	105,000		同上		
107	"	P134事務所11月分賃料	105,000	105,000		同上		
108	"	P134事務所12月分賃料	105,000	105,000		同上		
109	"	P134事務所1月分賃料	105,000	105,000		同上		
110	"	P134事務所2月分賃料	105,000	105,000		同上		
111	"	P134事務所3月分賃料	105,000	105,000		同上		

112	"	P139事務所5月分賃料	125,000	125,000		甲10-205~207	P139議員個人の支出である。	P139議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P139議員は、支援者が所有する2階建ての建物の1階部分を賃借し、同部分を専ら政務調査活動を行う事務所として使用している。
113	"	P139事務所6月分賃料	125,000	125,000		同上		
114	"	P139事務所7月分賃料	125,000	125,000		同上		
115	"	P139事務所8月分賃料	125,000	125,000		同上		
116	"	P139事務所9月分賃料	125,000	125,000		同上		
117	"	P139事務所10月分賃料	125,000	125,000		同上		
118	"	P139事務所11月分賃料	125,000	125,000		同上		
119	"	P139事務所12月分賃料	125,000	125,000		同上		
120	"	P139事務所1月分賃料	125,000	125,000		同上		
121	"	P139事務所2月分賃料	125,000	125,000		同上		
122	"	P139事務所3月分賃料	125,000	125,000		同上		
123	"	P139事務所4月分賃料	125,000	125,000		同上		
124	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-208	P126議員個人の支出である。	P126議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P126議員は、P20党と地区委員会から2階建て建物の東側部分(7分の5)を賃借し、同部分を政務調査活動のために使用していた(上記委員会が事務所内のコピー機等の事務機器を使用することもあったため、その使用料については按分の上政務調査費を充当している。)
125	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-209		
126	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-210		
127	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-211		
128	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-212		
129	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-213		
130	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-214		
131	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-215		
132	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-216		
133	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-217		
134	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-218		
135	"	P126事務所賃料	60,000	54,000	90%	甲10-219		